

利 用 者 の た め に

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言

葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（F A O）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

また、林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

II 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体調査	農家調査	農家の全数	農林水産省～都道府県～市区町村～指導員～調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省～都道府県～市区町村～指導員	同上	同上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省～地方農政局～統計情報事務所～出張所	同上	同上
農業集落調査		農業集落の全数	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体調査	林家調査	林家の全数	農林水産省～都道府県～市区町村～指導員～調査員	同上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省～都道府県～市区町村～指導員	同上	同上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省～地方農政局～統計情報事務所～出張所	同上	同上
林業地域調査		林業地域の全数	同上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

III 用語の説明

【林業地域調査】

1 土地・世帯・人口

- (1) 総土地面積は原則として国土地理院『平成11年全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。
- (2) 総世帯、総人口は、『平成12年国勢調査』の概数によった。
- (3) 耕地面積は『平成11年耕地面積統計』によった。

2 林野面積

- (1) 林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積をいう。
- (参考) 林野、森林及び山林等の概念図

林 野		
森 林		森林以外の 草生地
立木地	無立木地	
	伐採跡地	
山林		未立木地

- (2) 森林とは、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいい、保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものは森林に含めたが、国有林野の土地のうち岩石地、崩壊地、湿地、沢敷、林道等は森林に含めていない。

- (3) 現況森林面積とは、平成12年8月1日現在の森林を把握するため、民有林の地域森林計画及び林野庁所管の国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立以後の森林面積の移動面積を増加、減少別に加減し、さらに、森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積をいう。

- (4) 森林以外の草生地とは、森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。林野庁所管分には、貸地の採草放牧地、雑地の草生地を含めた。

林野庁以外の官庁は、森林以外の土地のうち、現況が草生地（野草地）の面積をいう。大蔵省所管の国有地のうち未開発地や自衛隊演習地も含める。なお、宮内庁所管の森林については含めていない。

民有林は、森林以外の土地のうち、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地で野草地化した土地を含む。）である面積をいう。河川敷、けい畔、ていとう（提塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

- (5) 林野面積から除いた国有林野の土地とは、林野庁所管の国有林野のうち国有林の地域別の森林計画の対象となっている土地で森林以外の土地（附帯地、貸地、雑地）から森林以外の草生地に計上した採草放牧地及び草生地を除いたものをいう。なお、附帯地とは、苗畑敷、採穂園敷、採種園敷、建物敷、貯木場敷、防火線敷、区画線敷、林道敷、作業道敷、歩道敷、レクリエーションの森施設敷及びふれあいの郷施設敷、貸地とは、植樹用地、農耕用地、鉱業用地、道路用地、水路用地、電気事業用地、温鉱

泉用地、学校用地、採草放牧地、建物用地及びその他貸地、雑地とは、官地民木地、廃棄見込地、所管換見込地、所属換見込地、耕地ひ蔭地、岩石地、崩壊地、荒廃地、草生地、高山帯、鉱泉湧出地、池沼、水路敷、沢敷及びその他雑地をいう。

(6) 国有には、林野庁所管及び林野庁以外の官庁が所管する国有林野を計上した。

ア 林野庁には、林野庁所管の国有林野（分収林と分収林以外）及び官行造林地を計上した。

(ア) 分収林とは、国有林野法（昭和26年法律第246号）に基づく分収造林（従来「部分林」と称していたもので、国有林野について契約により、国以外の者が造林し、その収益を国及び造林者で分収する森林）と分収育林（国有林野の生育途上の若齢人工林について国以外の者が育林費の一部を負担し、その収益を国及び当該負担者が分収する森林）をいう。

(イ) 官行造林地とは、公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）に基づき、国が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。

イ 林野庁以外の官庁には、林野庁以外の農林水産省部局（森林総合研究所（平成13年4月1日より独立行政法人）等）の所管している森林や、大蔵省、文部省（調査日現在）等の省庁及び特殊法人（日本道路公団等。ただし、緑資源公団を除く。）の所管する森林を計上した。

(7) 民有には、国有以外の林野を計上した。

緑資源公団、公有、私有に分類される。

ア 緑資源公団には、緑資源公団法（昭和31年法律第85号（平成11年10月1日に名称等改正））により設立された緑資源公団（林道の開設・改良、水源林の造成及びこれと一体として行う農用地の整備等を実施している。）が所管している森林を計上した。

イ 公有には、都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管している森林を計上した。

(ア) 都道府県には、都道府県が所管している森林を計上した。林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めた。

(イ) 森林整備法人（林業・造林公社）には、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により設立された法人等が所管する森林を計上した。森林整備法人には、林業（造林）公社も含めた。

(ロ) 市区町村には、市区町村が所管している森林を計上した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合）の所管する森林を含める。また、市区町村が造林主体になっている分収林も含めた。

(エ) 財産区には、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について、地方自治法第294条に規定する特別地方公共団体としての財産区を作り、地元民が使用収益している森林を計上した。

なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とした。

ウ 私有には、個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等の所有する森林を計上した。

3 林種別森林面積（森林計画面積）

(1) 森林計画面積とは、森林法に基づく森林計画制度対象の森林面積をいい、民有林の地域森林計画及び林野庁所管の国有林の地域別の森林計画時の森林面積をいう。

(2) 樹林地とは、森林のうち林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が30%以上占めているところをいう。竹林、伐採跡地、未立木地は含めない。

ア 人工林とは、植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林をいう。

イ 天然林とは、人工林以外の森林（天然下種更新、ぼう芽更新等の天然更新により成立した森林）をいう。なお、天然林を手入れしても人工林とはしない。

(3) 森林とする竹林は、竹材の生産を主目的とするもので、肥培管理をして、たけのこ生産を主目的とする竹林は耕地であるから除く。

(4) 伐採跡地とは、人工林、天然樹の樹木を伐採して、まだ木を植えていない土地をい

う。

(5) 未立木地とは、森林計画に含まれる土地のうち、樹冠の投影面積割合が30%未満の土地で伐採跡地以外の土地をいう。

4 人工林・天然林の樹種別・齢級別樹林地面積（森林計画面積）

(1) 樹種別樹林地面積には森林計画における樹種別の樹林地面積を計上した。

(2) 齢級別樹林地面積には森林計画における齢級別の樹林地面積を計上した。

5 森林区分別森林面積（森林計画面積）

(1) 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われた森林の面積をいう。

(2) 育成複層林とは、森林を構成する林木の択伐等により部分的に伐採し、人為により複数樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（複層林施業）が行われた森林の面積をいう。

(3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われた森林の面積をいい、この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全のための禁伐を含む。

6 森林蓄積量（森林計画対象）

森林蓄積量とは、森林計画対象の森林における立木の材積をいう。

7 在村者・不在村者別私有林面積

在村者とは、森林保有者が森林の所在する市区町村の区域に居住しているか、又は事業所を置いている場合をいい、不在村者とは在村者以外の者をいう。

8 主な雇われ先別林業專業労働者数

過去1年間に150日以上林業の作業に雇われて従事した者を主な雇われ先別に計上した。また、数か所に雇われた場合、従事日数の最も多い雇われ先に計上した。

9 森林の公益的利用面積

- (1) 保安林とは、森林の公益的機能の發揮を目的として、国が特定の制限（伐採の制限等）を課した森林のことをいう。保安林は森林法に基づく指定の目的により17種類に分類される。
- (2) 砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき国土交通大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地をいう。
- (3) 自然公園とは、自然公園法（昭和32年法律第16号）に基づき設定された国立公園、国定公園及び都道府県立公園をいう。
- (4) 鳥獣保護区とは、鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）に基づき設定されている区域をいう。
- (5) 自然環境保全地域とは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき設定されている原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域をいう。

- (6) レクリエーション森林とは、国民の保健・文化・教育に広く活用されることを目的として整備された森林をいい、森林空間の利用として散策、レクリエーション活動、自然体験学習等の場として提供されている森林をいう。国有林については国有林野事業の「レクリエーションの森」として設定されている森林面積（附帯地は除く。）を表わし、これには自然休養林のほか、自然観察教育林、森林スポーツ林、風景林などがある。民有林については、国有林野事業用の「レクリエーションの森」に準ずるものであって、都道府県、市区町村の公共団体が管理運営しているレクリエーション森林の面積（附帯施設は除く。）をいい、具体的には県民の森、市民の森等をいう。

【林業事業体調査】

10 林 家

林家とは、平成12年2月1日（沖縄県にあっては、平成11年12月1日）現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

なお、今回の調査から、定義の変更を行っており、1990年世界農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の世帯としていた。

- (1) 農家林家とは、林家のうち、農家である世帯（調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯）をいう。
- (2) 非農家林家とは、林家のうち、農家以外の世帯をいう。

11 保有山林

(1) 保有山林とは、世帯が単独で経営できる山林のことをいう。すなわち、所有山林から貸付林を除いたものに、借入林を加えたものをいう。

ア 貸付林とは、所有山林のうち山林として使用するために貸している土地のことをいう。

なお、自分の土地を他人に分収させている山林を含めた。

イ 借入林とは、山林として使用する目的で世帯が単独で借りている土地のことをいう。

なお、他人の土地に分収している山林、「ムラ」の山林や共有林などからの割地で割り替えされる山林も含めた。

(ア) 分収とは、土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するものをいう。

(イ) 割地とは、「ムラ」有林や共有林などの中で権利者が勝手に利用できる区域がはっきり決められている山林をいう。

「割り替えされる」とは、何年目かに利用できる区域が変更されることをいい、「割り替えされない」とは、利用できる区域が半永久的に変更されないことをいう。

(2) 所有山林とは、世帯員の誰かが、実際に所有している山林をいう。世帯員の誰かの名義になっている山林のほか、相続登記が済んでいないが、実際には相続している山林、買ったり、財産として分けてもらった

が、登記が済んでいないため、他人の名義になっている山林、「ムラ」の山林や共有林などからの割地で割り替えされない山林を含めた。

12 林産物の販売

(1) 林産物の販売とは、保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、特用林産物をいい、栽培きのこ類、林業用苗木などは除く。）について過去1年間の販売（自家消費に向けたものを含む。）をいう。

ア 保有山林から生産された林産物であれば、以前に採取したものを、この1年間に売っても販売とした。

イ 他人から買った立木により素材を生産し販売した場合や、他人から買った立木を転売したもの、他人の山から原木を買って生産した木炭、まき、木材チップなどの販売、その年に生産したが、時期をみて売るつもりで、まだ持っている林産物は販売に含まない。

(2) 用材とは、樹種を問わず製材用丸太、パルプ用材、合板用材、土木用材、農用材等に使われる材をいう。立木のままで販売したものと、素材で販売したものに区別した。

(3) ほだ木用原木とは、保有山林からの素材を、しいたけ、なめこなどのほだ木用の原木として販売したものをいう。

(4) 特用林産物とは、保有山林から採取した薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、たけのこ、きのこ（天然性）などをいう。

13 主 業

(1) 主業とは、世帯の生計の主なよりどころ

になっている仕事のことをいい、二つ以上の異なった仕事がある場合は、所得の最も多いものを主業とした。

- (2) きまった勤め先に勤務とは、一定の勤め先に恒常的に勤務したことをいう。ただし、雇用契約上、あらかじめ短期の雇用期間が明示されていたり、継続して雇うという契約がない場合はここに含めず、日雇・臨時雇とした。

また、市区町村の議員、農協等経常的收入のある場合は含めたが、経常的收入のない名誉職、非常勤役員などは除いた。

- (3) 出稼ぎとは、自宅以外の場所に寝泊りし、臨時的に雇われて働いたものをいう。この場合、期間は原則的には30日以上1年未満とした。

ア 通算して1年以上にわたってよそに寝泊りし、臨時的な仕事に従事する人でも農繁期とか、その他一定の時期に家に帰り、農作業に従事したり家事を処理した場合は、ここに含めた。

イ 遠洋漁業に1航海の契約で臨時的に雇われた人は出稼ぎとするが、その漁業会社に恒常的に雇われている人は、「きまった勤め先に勤務」とした。

ウ 行商などの自営業のためによそに寝泊りして働いた人は含めない。

- (4) 日雇・臨時雇とは、継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われたものをいう。

ア 一定の事業所に長期間勤務していても、短期間の雇用契約で雇われた場合もここに含めた。

イ 時間単位で雇用されるパートタイマー

等もここに含めた。

ウ 小遣い稼ぎ程度の学生アルバイトや、例えば集落の道ぶしんを共同するために出役した場合などは除いた。

- (5) 自営業の林業とは、自分が経営している山林か、他人の山から立木を買ったかを問わず、その世帯が収入を得る目的で計画的に営む育林、伐出、製薪炭、特用林産物の採取等を行ったものをいう。狩猟も便宜上ここに含めた。ただし、自給を主目的とするまき、しばの採取、副業程度の山菜の採取、趣味として行う狩猟は除いた。

14 山林の管理を他人に任せている

山林の管理を他人に任せているとは、保有山林のうち、林業生産のために必要な一連の保育作業（下刈り、除伐、枝打ち、つる切り、間伐等）及び山林のみ廻り等について、長期にわたって口頭又は文書による契約により、他人に管理を任せているものをいう。

したがって部分的な委託・請負わせによる作業や事務の代行のみの場合は除いた。

15 林業従事世帯員数

過去1年間に自分の家の林業やよそに雇われて林業の作業に従事した世帯員の数をいう。

16 保有山林の作業

- (1) 植林とは、山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいう。植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含めた。

- (2) 下刈りなどとは、林木の健全な育成のため

めに行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの間の作業をいう。

(3) 間伐とは、除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣勢木、不要木など森林の一部を伐採（抜き切り）することをするをいう。

(4) 主伐とは、一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために行う伐採をいい、立木のまま販売したものは含まない。

17 林家以外の林業事業体

林家以外の林業事業体とは、平成12年2月1日（沖縄県にあっては、平成11年12月1日）現在の保有山林面積が1ha以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。

今回、定義の変更を行っており、1990年世界農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の事業体としていた。

例えば、会社には本社と支社と工場がある場合、これらはそれぞれ1つの事業所であるが、林家以外の林業事業体とは、この会社の支店や工場を合わせたものをいう。従って、この会社が山林を保有し、支店が管理している場合は、本店のみを林家以外の林業事業体とした。

(1) 会社とは、会社が単独で山林をもっている場合で、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいう。

(2) 社寺とは、社寺として山林を持っているものをいう。住職、神官など個人所有のものは除いた。

(3) 共同（共有）とは、2人以上の個人、会社、その他の者が山林を共同保有（山林の収穫物を配分する目的でもっているもの）をしているものをいう。

(4) 各種団体・組合とは、森林組合、農協、林産組合、造林組合、生産組合などの組合のほか、講、青年団、消防団、婦人会、営林会、財団法人などのように、一定の目的で集まった集団が山林を持っているものをいう。なお、私立学校が山林を持っている場合についてはここに含めた。

共同との違いは、共同は、山林の収穫物を分配する目的で山林を持っているもので、団体は、その団体が山林を持っているものをいう。

(5) 財産区とは、市区町村の一部又は2～3か町村の一部が財産として山林を持っているものをいう。

(6) ムラ・旧市区町村とは、組、小字、字、大字、区、旧市区町村などが山林を持っているものをいい、すべて慣行共有の形態となる。

(7) 慣行共有とは、林家以外の林業事業体のうち、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、ムラ・旧市区町村について次の3条件のいずれか一つに該当するものをいう。

ア 山林からの収入や林産物を、「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。

イ その山林は、昔からのしきたりで持っている、または利用しているあるいは利用させている。

ウ 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

- (8) 地方公共団体の組合とは、地方自治法による地方公共団体の組合をいう。普通「町村組合」ともいわれ、市区町村の事務、例えば村有林についての事務を2つ以上の市区町村が組合を作って運営しているものをいう。

【林業サービス事業体等調査】

18 林業サービス事業体等

林業サービス事業体等とは、委託を受けて育林又は素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所をいう。具体的には以下のものをいう。

- (1) 調査期日前1年間に委託を受けて育林を行ったもの。
- (2) 委託を受けて又は立木を購入して素材生産を行うものであって調査期日前1年間における素材生産量が50㎥以上のもの。

19 組織形態

- (1) 森林組合とは、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、組織された組合をいう。
- (2) 各種団体・組合とは、森林組合以外の組合、任意団体のほか、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。
- (3) 会社とは、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいう。
- (4) 個人とは、個人で山林作業の請負を業とするものをいう。

20 主たる事業別事業体数

過去1年間の事業収入割合の最も多い事業により、次の3つに区分した。

- (1) 造林・保育の請負とは、林地及び林地以外への植林等による造林並びに林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林後から主伐直前までの保育作業を請負により行ったものをいう。
- (2) 素材生産の請負とは、立木伐採後、所定の長さに玉切り又はそま角とした用材の生産及び伐採した樹木の山林以外への搬出を請負により行ったものをいう。
- (3) 立木買いとは、立木を購入し、伐採して素材のまま販売することをいう。

IV 統計表の編成

本報告書には、全国農業地域別・都道府県別、森林計画区別、農業地域類型別及び林業事業体調査（林家調査）結果の統計表を収録した。

1 全国農業地域・都道府県別

全国農業地域・都道府県別に表章した。なお、都道府県を包括する農業地域は次のとおりである。

全国農業地域区分

全国農業地域名 ・ 地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東・東 山	（北関東、南関東、東山）
北 関 東	茨城、栃木、群馬
南 関 東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東 山	山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	（山陰、山陽）
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	（北九州、南九州）
北 九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南 九 州	宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区は、全国農業地域の区域と同じであり、中国四国農政局の管区は、全国農業地域の中国と四国の区域を合併したものである。

北海道の各統計情報事務所の管轄地域は、
次のとおりである。

事務所名	区 域
札幌	札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、留萌市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内
函館	函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、檜山支庁管内、後志支庁管内、胆振支庁管内
帯広	帯広市、釧路市、日高支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内
北見	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内

2 農業地域類型別

農業地域類型とは、短期の社会経済変動に
対して、比較的安定している土地利用指標を

中心とした基準指標によって市町村及び旧市
区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を
類型化したものである。

農業地域類型	基 準 指 標
都 市 的 地 域	○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平 地 農 業 地 域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。
中 間 農 業 地 域	○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。
山 間 農 業 地 域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。

注：1) 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

2) D I D〔人口集中地区〕とは、人口密度4,000人/㎢以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3) 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4) 旧市区町村とは、昭和25年2月1日現在の市町村の区域のことをいう。

5) 本報告書に用いた農業地域類型区分は、平成13年11月時点のものである。

具体的には、市町村及び旧市区町村をDID面積、人口密度、可住地に占める宅地等率、耕地及び林野の割合に着目し、前表の基準に基づいて類型化した統計上の区分の一つである。

この報告書での集計は、市町村の類型区分を用いて行った。

なお、本書に用いた農業地域類型区分は平成13年11月改定（平成13年11月30日付13統計第956号）のものとした。

3 森林計画区別

全国森林計画（広域流域）別及び森林計画区（地域）別に表章した。

全国森林計画（広域流域）別とは、全国森林計画における44の広域流域別、森林計画区（地域）別とは、民有林の地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画で用いられる158計画区を森林計画区別に表章したもので、それぞれの包括する区域は巻末の参考資料の5を参照されたい。

4 林業事業体調査（林家調査）結果

林業事業体調査のうち、林家調査の結果について、林家分類を行い、集計したものである。

分類の考え方及び約束事項は次のとおりである。

(1) 人工林面積規模別分類

林家が保有する人工林の林齢規模と面積規模の組み合わせにより林家を分類したものである。同一林家が複数の林齢規模の人工林を保有する場合はそれぞれの林齢規模に計上しているので、各林齢規模の積上げ値は「人工林がある」に一致しない。

また、面積規模は、それぞれの林齢規模の人工林面積により区分した。

(2) 林業労働力保有状態別分類

林家の林業従事日数別世帯員の保有状態により林家を分類したものである。

林業従事世帯員は、主に自営林業に従事した人と主に雇われ林業に従事した人に分けられるが、この分類では、両者を区分しない保有状態と「自営林業が主」及び「雇われ林業が主」のそれぞれについての保有状態で分類した。したがって、同一林家に「自営林業が主」の人と「雇われ林業が主」の人がいる場合はそれぞれに計上されている。

(3) 保有山林の作業面積規模別分類

林家が所有する山林について、過去1年間に実施した作業（植林、下刈りなど、間伐、主伐の4作業）ごとの作業面積規模により林家を分類したものである。

同一林家が複数の作業を実施した場合はそれぞれの作業実施林家に計上した。したがって4作業の実施林家数の積上げ値に「4作業ともなし」を加えても総数に一致しない。

(4) 林産物の販売有無別分類

林家の保有山林から生産された林産物について、過去1年間の販売の有無及び販売があればその林産物の種類により林家を分類したものである。

同一林家で2種類以上の林産物の販売があった場合はそれぞれに計上しているので、販売した林産物種類の積上げ値は「販売あり（実数）」に一致しない。

(5) 林家の主業別分類

林家世帯の生計の主なよりどころとなっている収入源により林家を分類したものである。

なお、年金、預貯金利子、配当金、仕送り等、仕事によらない収入により生計をたてている場合はどの分類にも含めていない。

V 利用上の注意

2000年世界農林業センサスの変更点

2000年世界農林業センサスの実施に当たっては、調査客体の負担軽減、林業情勢の変化等を踏まえ、次に示すような変更を行った。このため、一部の調査項目において、1990年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用に当たっては十分留意されたい。

1 林業事業体の定義及び実査対象の変更

社会経済構造の変化を踏まえ、林業事業体の定義を今日の実態にふさわしい水準に変更するとともに、調査員及び調査客体等への負担軽減を図る観点から、林業事業体調査票による実査対象の下限を引き上げた。

＜林業事業体の定義及び実査対象の下限の変更＞

		1990年	2000年
・ 定 義	保有山林面積	10 a 以上	→ 1 ha以上
・ 実査対象	--- 林家のうち農 家 林 家 :	10 a 以上	→ 3 ha以上
	--- " 非農家林家 :	1 a 以上	→ 3 ha以上
	--- 林家以外の林業事業体 :	1 a 以上	→ 10 a 以上

2 林業サービス事業体等調査の新設

林業従事者の高齢化、不在村山林保有者の増加に伴い、林業生産活動の外部化・サービス化が進んでいることから、これらを含めた林業生産構造全体を把握することを目的として林業サービス事業体等調査を新設した。

林業サービス事業体等調査では、素材生産及び林業に関するサービスを行う事業体のうち、委託を受けて育林若しくは素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所を対象とした。従って、山林種苗の生産を請け負う事業所、林業作業の仲介（あっ旋）を行う事業所などは、調査の対象としていない。

なお、立木を購入して素材生産を行う事業所を対象としたのは、当該事業所が行う主伐作業量のウエイトが高いことから、作業の外部化の全体像を捉えようとしたときに、これらの事業体の主伐作業量を無視できないからである。

3 林業地域の国土・環境保全等に関する役割を明らかにするための項目を追加

林業地域調査において、林業地域の国土・環境保全に関する役割及び山村振興、新たな森林整備の実態を明らかにするため、森林の公益的利用状況、上・下流の協力による森林整備の状況等を把握する項目を追加した。

1 属地統計と属人統計について

本書には、林業地域調査（属地統計）と林業事業体調査及び林業サービス事業体等調査（属人統計）の結果を調査別に掲載したが、同一事項、類似事項において属地統計と属人統計間の統計値の不一致が生じている。これは、属地統計が山林等が所在する地域別に計上した統計、属人統計が林家等調査客体が所在する地域別に計上した統計であることによる。利用に当たっては留意されたい。

2 統計数値について

- (1) 本報告書の数値は確定値であり、「2000年世界農林業センサス結果概要」に掲載した概数値とは若干異なる場合がある。
- (2) 面積は単位未満を四捨五入したので、計とその積算値は必ずしも一致しない。
また、加工値は小数以下第2位を四捨五入して表示した。
- (3) 総土地面積の数値は各県に含まれない河川・湖沼がある場合等は各県計と全国・農業地域とは一致しない。
- (4) 本報告書の林家以外の林業事業体調査結果には「国及び特殊法人」は含んでいない。
- (5) 表中に使用した符号は次のとおりである。
「0」は、単位に満たないもの。
「-」は、事実のないもの。
「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの。
「x」は、被調査客体の秘密保護の観点から、数値を公表しないもの。

3 添付CD-ROMについて

本書には、巻末に本書に掲載した統計表のファイルを取録したCD-ROMが添付してあるので、データの加工等に利用されたい。

なお、CD-ROMの利用方法については、CD-ROMに収録されている、readme.txtを参照されたい。

連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部
構造統計課 農林業センサス統計第1班
農林業センサス統計第2班
電話：(03)3502-8111 内線2647、2659
(03)3591-4603（直通）



統計はあなたの暮らしに活きている